

入札公告

那珂川市告示第 52 号

事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 3 日

那珂川市長 武末 茂喜

1 入札に付する事項

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| (1) <u>入札件名</u> | 移動図書館車 |
| (3) <u>納入場所</u> | 那珂川市図書館（那珂川市仲 2 丁目 5-1 地内） |
| (4) <u>納入期限</u> | 令和 7 年 3 月 10 日（月） |
| (5) <u>概要</u> | 移動図書館車（改造工事等含む） 1 式 ※詳細は別添仕様書のとおり |
| (6) <u>予定価格(税込み)</u> | 事後公表 |
| (7) <u>調査基準価格</u> | 無 |

2 入札参加資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税、地方税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 那珂川市指名競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成 23 年要綱第 9 号）の規定に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員で

- ある者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 令和5年4月1日を基準日として過去10年以内に移動図書館車を施工・納車した実績を有すること。

3 設計図書の閲覧

仕様書等の設計図書は、本市のホームページにおいてダウンロードすること。窓口での配布、郵送での配布は行わない。《ホームページアドレス：<http://www.city.nakagawa.lg.jp>》

4 設計図書に関する質疑

設計図書に関する質疑は、質疑書（様式第8号）に記載されたものを受け付ける。

(1) 提出方法 教育部文化振興課文化振興担当へFAX 《FAX番号：092-952-2093》
※番号間違いのないよう、十分に注意すること。

(2) 提出期限 令和6年4月17日（水）12時まで

(3) 質疑応答 令和6年4月22日（月）までに質疑の応答を市のホームページにおいて閲覧に供する。

5 現場説明会

現場説明会は開催しない。

6 入札参加申込み・入札

入札への参加を希望する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- ② 同種・類似契約実績調書（様式第2号）
※要件を満たす実績が複数ある場合は、複数枚提出可能とする。
- ③ ②の内容を証明する書類（過去に履行した業務の契約書類の写し等）
- ④ 入札書（様式第6号）を封筒に入れ、糊しろと継ぎ目を代表者印で封印すること。
封筒には入札者の商号を表示し、「入札書在中」と朱書きすること。
- ⑤ 暴力団排除条例遵守等の誓約書（様式第7号）
- ⑥ 購入明細書（紙で提出のこと。提出の際には、商号又は名称を表示した表紙を添付すること。）

- ⑦ 登記簿謄本
- ⑧ 定款
- ⑨ 税の滞納がないことの証明
- ⑩ 消費税及び地方消費税の納税証明
- ⑪ 使用印鑑届

※⑦～⑪については、入札者が那珂川市の競争入札参加有資格者名簿に登載されているときは免除することができるものとする。

(2) 提出期間 令和6年4月25日(木)9時から令和6年5月7日(火)17時まで
※郵送の場合は必着

(3) 提出方法 教育部文化振興課窓口(中央公民館1階)への持参又は郵送。
郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

《郵送する場合の宛先》

〒811-1241
那珂川市後野1丁目5番1号
那珂川市教育委員会 文化振興課文化振興担当

※ 郵送の場合は、外封筒の表に「条件付一般競争入札書類在中」と朱書きすること。

※ 本入札は、事後審査型条件付一般競争入札であるため、開札前において、入札参加資格の有無に関する通知は行わない。

7 提出書類の取扱いについて

提出書類の作成費用は、入札参加者の負担とする。提出書類の差替え、再提出は認めない。
また、提出書類は返却しない。

8 入札金額について

入札書には、車両の新規登録諸費用を含めた税込み額を記載すること。
また、入札書に記載した金額の根拠を購入明細書により確認できるものとする。

9 指定様式の入手方法

指定様式は、本市のホームページにおいてダウンロードすること。窓口での配布、郵送での配布は行わない。《ホームページアドレス：<http://www.city.nakagawa.lg.jp>》

10 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。入札保証金の納付については、那珂川市契約規則第7条の規定を参照すること。また、那珂川市契約規則第8条の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

11 入札の無効

次のいずれかの場合に該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ② 期限までに提出書類を提出しなかった者のした入札
- ③ 提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札
- ④ 2通以上の入札書による入札
- ⑤ 不正行為によりなされたと認められる入札
- ⑥ 入札金額若しくは入札者名の記載又は押印がなく、又はこれらが判断できない入札書による入札

12 開札に関する事項

- (1) 開札日時 令和6年5月8日(水)10時から
- (2) 開札場所 那珂川市中央公民館 第2学習室
- (3) 立会い 開札は公開とするため、希望者は立ち会うことができる。但し、会場の都合等により立会いを制限することがある。立会いを希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が立ち会う。

13 落札候補者の決定

本件は、事後審査型条件付一般競争入札であるため、開札により落札候補者を決定し、落札を保留して開札を終了する。

落札候補者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。

14 入札参加資格の事後確認

開札終了後、落札候補者について入札参加資格の確認を行う。確認は、開札とは別室で行い、公開しない。

15 落札者の決定

落札候補者について入札参加資格を有することが確認されたときは、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札者を決定したときは、これを公表する。公表は、市のホームページ上に掲載する。なお、落札者には、個別に通知する。

16 落札候補者を落札者としめない場合

落札候補者について入札参加資格がないと決定したときは、当該落札候補者を落札者とせず、入札参加資格がない旨及びその理由を記載した書面により通知する。この場合は、次順位者を新たに落札

候補者とし、入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者を落札者としなかった理由については、落札者に係る公表とあわせて公表する。

17 入札参加資格がないとした理由の説明

入札参加資格がないと決定した旨の通知を受けた場合は、通知書に記載された理由について、説明を求めることができる。説明を求める場合は、その旨を記載した書面（任意様式）を教育部文化振興課の窓口を持参しなければならない。

18 契約に関する事項

- | | |
|------------------|---|
| (1) <u>契約予定日</u> | (仮契約予定日) 令和6年5月9日(木)
(本契約予定日) 令和6年5月21日(火)
※ 本件は、那珂川市議会の議決に付すべき契約であるため、仮契約を締結し、議会の議決を経て本契約を締結する（契約の効力発生）。 |
| (2) <u>契約保証金</u> | 要（契約金額の100分の10以上） |
| (3) <u>前金払</u> | 無 |
| (4) <u>中間前払金</u> | 無 |
| (5) <u>部分払</u> | 有 |

19 その他

- (1) 入札参加者が2者に満たない場合にも開札を行うものとする。
- (2) 落札者が契約締結のときに入札参加資格を有しない者となったときは、契約を締結しない。
- (3) 契約締結後、談合等の違法行為が確認されたときは、契約者に対し、損害賠償金として契約額の100分の20に相当する金額の支払いを求める。
- (4) 入札参加申込後、やむを得ない事由により入札を辞退するときは、入札辞退届（様式第9号）に理由を付して開札開始前までに教育部文化振興課の窓口を持参または郵送すること。（郵送の場合は開札日前日までに必着）

20 担当部署

教育部 文化振興課 文化振興担当

電話番号：092-952-2092